

平成19年2月7日
消 防 庁

「大規模地震等に対応した自衛消防力の確保に関する答申」の公表

近年、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震の発生の切迫性が指摘されており、社会全体の災害対応力の強化を図る観点から、事業所においても自衛消防力を確保することが喫緊の課題となっています。

そこで、消防審議会では、不特定多数の者が利用し、円滑な避難誘導が求められる大規模・高層の防火対象物における大規模地震等に対応した消防計画の作成、自衛消防組織の設置について審議を行い、この度「大規模地震等に対応した自衛消防力の確保に関する答申」が取りまとめられましたので、お知らせします。

消防庁としては、この答申を踏まえ、「消防法の一部を改正する法律案」の検討を進め、今国会に提出する予定です。

<添付資料>

- ・ [消防審議会答申の概要](#)
- ・ [大規模地震等に対応した自衛消防力の確保に関する答申](#)

連 絡 先

消防庁総務課（審議会に関すること）

担当：菊地補佐、鳥枝係長、千葉事務官

電話 03(5253)7506(直通) FAX 03(5253)7531

消防庁予防課（答申の内容に関すること）

担当：渡辺対策官、坂倉係長

電話 03(5253)7523(直通) FAX 03(5253)7533